

## 学校施設の使用許可申請について

学校施設の使用を希望する場合は、「学校施設利用許可申請書」に必要事項を記入し、使用を希望する学校で申請手続きを行ってください。

申請の受理後、「学校施設利用許可書」と使用料に応じた「納入通知書兼領収書」をお渡ししますので、市内の金融機関（郵便局を除く）でお支払いください。

使用料は下記のとおりですが、児童・生徒のみが使用する場合、使用料は免除されません。また、大人が使用する場合でも、体育協会が使用する時など、使用料が免除される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

区 分	学校名	使用料
体育館	木立小学校 重岡小学校	130 円
	木浦小学校 西浦小学校	
	鶴岡小学校 松浦小学校	390 円
	鶴谷中学校 佐伯南中学校	
昭和中学校 本匠中学校		
直川中学校 鶴見中学校		
	蒲江翔南中学校	
	上記以外の小・中学校	260 円
武道場	鶴谷中学校 佐伯城南中学校	130 円
	彦陽中学校 佐伯南中学校	
	宇目緑豊中学校 蒲江翔南中学校	

運動場の利用は無料です（ナイター施設利用料を除く）

学校施設の使用について、不明な点がございましたら教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

佐伯市教育委員会教育総務課  
〒876-0853  
佐伯市中村東町 6 番 9 号  
T E L 0972(22)4218